

「(仮称)町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」(素案)に係る市民意見募集結果について

2022年11月に公表した「(仮称)町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」(素案)について、市民の皆さまのご意見を募集しましたので、ご報告いたします。

1 意見の募集期間

2022年11月28日(月)から2022年12月11日(日)まで

2 資料の閲覧・配布場所

- ・町田市ホームページ
- ・町田市庁舎(福祉総務課・広聴課・市政情報課)
- ・各市民センター、各連絡所
- ・子ども発達センター
- ・教育センター
- ・各高齢者支援センター
- ・各障がい者支援センター

3 意見の提出方法

- ・Webフォーム
- ・FAX
- ・福祉総務課ほか資料を配布している窓口 directly 提出

【意見の提出方法内訳】

郵送	FAX	Eメール	Webフォーム	窓口提出	合計
0	0	0	1	3	4

4 寄せられたご意見

4名の方から、10件のご意見をいただきました。ご意見の要旨とそれに対する市の考え方は次のとおりです。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は項目ごとに整理し、要約して掲載しています。

No.	ご意見の要旨	市の考え方
第2条（定義）		
1	避難行動要支援者について、市のホームページに記載されている定義と、第2条（1）の定義が異なるため、誰もが分かるように定義はきちんと合わせる必要があるのではないか。	本条例第2条については、用語の一般的な定義として、災害対策基本法第49条の10及び11と合わせておりました。検討の結果、「法において使用する用語の例による。」と規定する予定です。
2	第2条（5）に「名簿に記載された情報」とあるが、項目が分からない。重要な情報なので開示が必要ではないか。	町田市における避難行動要支援者の範囲（実際に名簿に記載される方）や、名簿情報の項目等の具体的な内容については、本条例ではなく、町田市地域防災計画第2章第11節、及び町田市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）第2章に定めております。 今後、市のホームページの記載内容をよりわかりやすく整理してまいります。
第3条（名簿情報の提供）		
3	名簿情報を提供する避難支援等関係者として、「その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者」とあるが、どんな団体や個人を想定しているのか。 避難行動要支援者が、誰に情報を渡されているのか分からないのは、個人情報保護の観点で問題ではないか。 また、名簿情報を提供された避難支援等関係者が、他の団体に名簿情報を提供することはあるのか。	本条例の施行とあわせて制定予定である「町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例施行規則」において、提供を希望する地区社会福祉協議会・自主防災組織・町内会・自治会、と定める予定です。今後、避難支援等関係者として名簿情報の提供先を拡充する際は、規則を改正します。 個人情報保護の観点から、名簿情報を本人の同意なく避難支援等関係者に提供するためには、本条例またはこの規則に定める必要があります。 避難支援等関係者が他の団体に名簿情報を提供することは、平常時にはありませんが、災害発生時には、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することはありえます。

No.	ご意見の要旨	市の考え方
4	第3条第2項は、どのような場合で、誰を避難支援等関係者として想定しているのか。 また、名簿情報の提供先は記録され、開示を求めたら開示されると認識して良いか。	災害対策基本法第2条第1号に定義されている「災害」の発生時において、本条例第3条と同様の避難支援等関係者に提供することを想定しています。ただし災害発生時であるため、どなたでも避難支援等関係者になりえる可能性があります。 市から名簿情報を提供した場合は記録しますので、町田市情報公開制度を利用して公開請求していただくことは可能です。 なお、本条例第3条第2項は、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき実施するものとして条例にも規定する予定でしたが、法に直接基づくものであるため、削除する予定です。
第4条（協定の締結）		
5	どのような協定の内容になるのか。	本条例の施行とあわせて制定予定である「町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例施行規則」において、協定に定める事項を以下のとおり定める予定です。 ・名簿の使用に関する事項 ・第三者への提供の制限に関する事項 ・複写または複製の禁止に関する事項 ・法令の遵守に関する事項 ・情報の適正管理に関する事項 ・事故発生時の報告等に関する事項 など
第7条（守秘義務）		
6	正当な理由として認めているものはあるのか。	状況に応じて個別に判断することになります。想定される例として、内閣府の通知によると、「災害発生時に、要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民に知らせるような場合は、正当な理由に該当する（抜粋）」と考えられます。
7	守秘義務に違反した場合の罰則はあるのか。	守秘義務違反に関する罰則規定はありませんが、名簿提供先と締結する協定に、個人情報保護法等の関係法令を遵守するよう規定しています。

No.	ご意見の要旨	市の考え方
条例全体について		
8	条例が正しく運用されるよう、運用について想定していることも含めて、開示すべきではないか。	条例の運用については、具体的な内容を定めた町田市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）等の修正において、いただいたご意見を参考に検討してまいります。
9	今までの取組を継続できるので良かった。これからも避難支援の推進をして欲しい。	ご意見をいただきありがとうございます。今後も引き続き取組を推進してまいります。
10	大地震などの災害が発生した場合、家族や近隣の方と協力して避難する必要がある。 支援の必要な方が何人いるか分からないが、名簿の提供だけで皆が助かるわけではない。 日頃の備えや訓練が大事だと思う。	災害発生時は「自助」「共助」が重要です。名簿により、地域に支援を必要とする方がいることを把握することは、共助の大きな一歩になると考えますが、ご指摘のとおり、名簿の提供だけでは全ての方を助けることは難しいと思います。 名簿の提供だけではなく、日頃の備えや避難訓練等の重要性も引き続きお伝えしていけるよう、いただいたご意見を参考に検討してまいります。

（仮称）町田市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の11第2項の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）避難行動要支援者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- （2）避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- （3）避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- （4）避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者をいう。
- （5）名簿情報 法49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

（名簿情報の提供）

第3条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において、町田消防署、町田警察署、南大沢警察署、町田市の区域内に置かれた民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法人町田市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

(協定の締結)

第4条 第3条第1項の規定により名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者は、市長と名簿提供の取扱いに関する協定を締結するものとする。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第5条 名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

(守秘義務)

第7条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（当該避難支援等関係者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関し、名簿情報の提供を受けた者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。